

ICキャッシュカード特約

飛驒信用組合

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会様準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはキャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、キャッシュカード規定第1条に定める入金提携先、出金提携先、カード振込提携先のうち、一部の入金提携先、出金提携先、カード振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDではキャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードの利用はできません。

3. (1日あたりの払戻限度額の適用区分)

当組合は、当組合および出金提携先のATMまたはCDを利用した現金払戻しおよび振込において、当組合の定めによりICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ1日あたりの払戻し限度額を適用するものとします。

4. (代理人カード)

- (1) 代理人（預金者本人と生計をともにする親族1名に限ります。預金者本人が法人である場合には、日常の経理事務の権限を委任している方1名に限ります。）による預金の預入れ、払戻しおよび振込の依頼をする場合には、預金者本人もしくはお届けの法人代表者から代理人の氏名、暗証を届け出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を本人カードと同一種類のカードを発行します。
- (2) 代理人はキャッシュカード規定の第1条に規定されている預金取引の一切について預金者本人を代理できる権限を有するものとし、預金者本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当組合に対して主張することはできません。
- (3) 代理人に対する代理権授与を取り消した場合（代理人が預金者本人と生計をともにする親族ではなくなった場合、または代理人に日常の経理事務の権限を委任しなくなった場合も含む。）には、キャッシュカード規定に従い、預金者本人から直ちに当組合所定の届出をしてください。本人は当組合の手続完了以前に代理権が消滅したことを当組合に対

して主張することはできません。

5. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合に故意、重大な過失がない場合は、当組合は免責されるものとします。

6. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

7. (カードの有効期限)

- (1) ICキャッシュカードには有効期限を設定します。カードの有効期限経過後は、当該ICキャッシュカードは利用できません。
- (2) カードの有効期限到来時には、当組合所定の方法により有効期限を延長します。

8. (カード発行手数料)

カード発行(再発行や有効期限到来による更新発行を含みます。)にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。当組合所定の期間に手数料のお引き落としができない場合、カードの利用を停止することがあります。

9. (通知等)

届出のあった氏名または名称・住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在